



要項の査察結果 . 1 項

要項の査察結果 . 1 項

査察結果要項として基に取らるべき事項1項78の条2項2項並出目録

要項の査察結果 . 2 項

要項に基き行務の事務手続の一々を調査対象業務  
の平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)

要項の査察結果 . 3 項

要項に基き行務の事務手続の一々を調査対象業務  
の平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)

第3テーマ 佐賀県窯業技術センターの財務事務の執行について

要項に基き行務の事務手続の一々を調査対象業務  
の平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)

要項に基き行務の事務手続の一々を調査対象業務  
の平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)

要項に基き行務の事務手続の一々を調査対象業務  
の平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)  
平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均) 平均日1日1日1日(平均)

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した監査のテーマ

佐賀県窯業技術センターの財務事務の執行について

なお、監査対象期間は平成16年度（平成16年4月1日より平成17年3月31日まで）。但し、必要と認められた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

### 3. 監査テーマ選定の理由

佐賀県窯業技術センターは、昭和3年10月佐賀県窯業試験場として発足した。当時は第一次大戦後の昭和恐慌の時期で、佐賀県の窯業界が疲弊し産業育成の必要に駆られた為であった。炭鉱王といわれた高取家の寄付によって、佐賀県窯業界の製造技術支援の目的で設立された。

その後、新製品開発、試験検査、原材料開発研究等にも研究分野を広げ、平成6年4月現所在地西松浦郡有田町中部丙3037-7に移転した。窯業集積地として佐賀県を代表する有田町を中心とした窯業企業は、バブル経済崩壊後主要販売先とりわけ旅館・ホテル・飲食店向けの売上高減少にみまわれ、倒産廃業も発生した。

佐賀県窯業技術センター設置条例第1条は、『 窯業に関する試験、研究等を行い、もってその向上発展に資するため、西松浦郡有田町に、佐賀県窯業技術センターを設置する。 』と定めている。佐賀県窯業技術センター（以下センターという）の研究は、特許権取得を目指す先端技術の開発や既存技術の改良普及や受託試験なども行っている。センターで確立した技術は県内企業のみならず県外企業にも技術供与を行っている。

県の財政は、税収の減少、地方交付税の減少により財政支出も年々減少している。この様な中で直接企業の技術支援に貢献することができるセンターの業務は、ますます重要性が高まるとともにより効率的な運用が求められるところである。研究テーマ選定が妥当なものであるかどうか、特許権取得が可能な研究テーマについては研究成果を速やかに特許出願なされているか、有料受託試験や有料機器使用の受取手数料が要綱どおりに収受されているかの検証も必要である。

設備の維持管理、特許出願可能な研究データの管理、個人情報を含む

センターで保有している情報の管理についてのマニュアル等が整備され、それに沿った運用がなされているかの検証も必要である。

センターの研究等について、時宜にあった研究テーマであるかどうか、継続して研究すべきテーマかどうかの評価が定期的になされているかどうかは、予算の効率的な執行にもかかわる。

#### 4. 監査の方法

##### (1) 監査の要点

- ① 会計処理の適正性
- ② 受託料收受の適正性
- ③ 人件費など運営費用支出の適正性
- ④ 設備、備品購入に係る入札の適正性
- ⑤ 設備備品等の管理の適正性
- ⑥ 業務委託に係る手続きが適正になされているか
- ⑦ 運営協議会が有効に機能しているか
- ⑧ 情報の保護管理は適切になされているか
- ⑨ 研究テーマの選定は時宜にあったものか
- ⑩ 企業に対する技術移転・指導は適宜になされているか
- ⑪ 特許権の管理は適切か

##### (2) 主な監査手続

- ① 会計帳簿等を調査し、センターの財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- ② 受託料の收受及び滞納金の管理が適切になされているかの検証
- ③ 施設設備の建設更新・維持補修及び業務委託契約に関して入札関係書類、契約書類その他の書類を調査し、工事等の財務事務の執行が法令及び規則等に準拠しているかの検証
- ④ 耐用年数が経過した設備等の更新計画が妥当なものであるかの検証
- ⑤ 人件費他の支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等を照合し一連手続きの妥当性の検証
- ⑥ 貯蔵部品等の保管状況の検証
- ⑦ 施設設備の点検状況の検証
- ⑧ 運営協議会議事録の閲覧
- ⑨ 研究テーマ選定についての質問
- ⑩ 企業に対する技術移転・指導についての質問

⑪ 情報の保護管理についての質問及び保管状況の視察

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田	泰
補助者	公認会計士	古賀	利洋
補助者	税理士	古賀	直

## 6. 外部監査の実施期間

平成17年7月25日より平成18年3月15日

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

## 8. 語句の説明

センターの監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次の通りである。

監査結果……一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

## 第2. 佐賀県窯業技術センターの業務の概要

### 1. 沿革

昭和3年10月	佐賀県窯業試験場として発足、有田工業学校に仮庁舎を置く
昭和5年2月	第二窯業試験場を塩田町馬場下に設置
昭和5年6月	第一窯業試験場を有田町中樽に設置
昭和10年4月	第二窯業試験場を佐賀県窯業指導所と改称 第一窯業試験場を佐賀県窯業試験場と改称
昭和30年12月	出先機関の統廃合により佐賀県窯業指導所を本



(注) 昭和43年(平) 場に統合

- 昭和43年 3月 佐賀県窯業試験場を有田町田ノ平に新築移転
- 昭和47年12月 後継者育成のため研修棟新築
- 昭和59年 4月 試験部にニューセラミックス研究室を設置
- 昭和60年 3月 研究棟をニューセラミックス開放試験室に改装
- 昭和62年 1月 鉛検査室を新設
- 昭和63年 4月 機構改革により、指導部、試験部を陶磁器部、  
ファインセラミックス部に改める
- 平成 4年 4月 佐賀県窯業技術センターと改称
- 平成 6年 4月 佐賀県窯業技術センターを有田町中部丙303  
7-7の現在地に新築移転

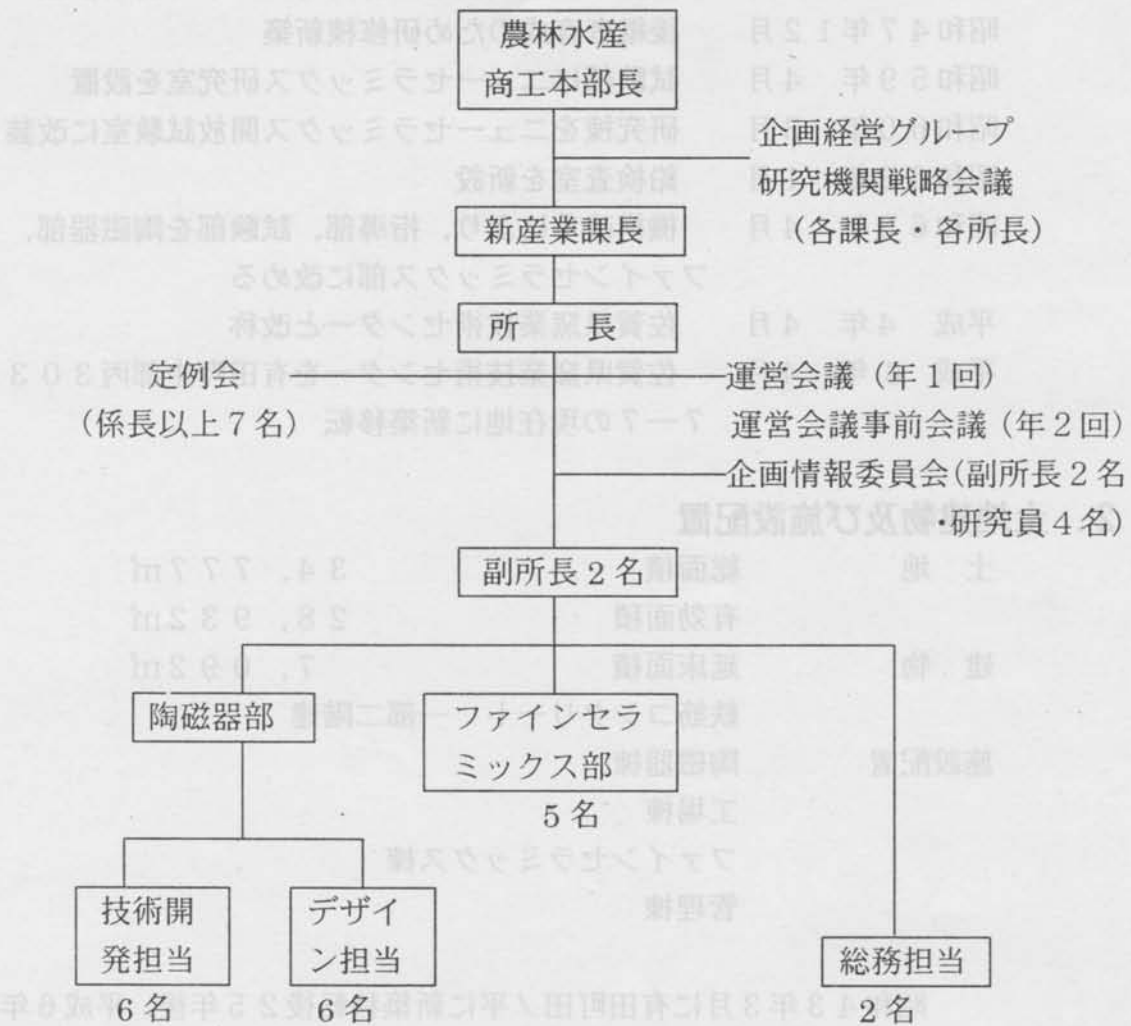
## 2. 土地建物及び施設配置

土地	総面積	34,777㎡
	有効面積	28,932㎡
建物	延床面積	7,092㎡
	鉄筋コンクリート	一部二階建
施設配置	陶磁器棟	
	工場棟	
	ファインセラミックス棟	
	管理棟	

昭和43年3月に有田町田ノ平に新築移転後25年後、平成6年佐賀県西松浦郡有田町・西有田町で開催された「焔の博」に合わせて、有田町中部丙3037-7に移転した。

### 3. 組織図

(平成 17 年 4 月現在)



各担当の業務分担は以下のとおり

- 総務担当 : 庶務一般
- 技術開発担当 : 研究、指導、試験
- デザイン担当 : 研究、指導、試作 (嘱託 1 名含む)
- ファインセラミックス部 : 研究、指導、試験

### 4. 佐賀県窯業界の現状

佐賀県には、県内の窯業出荷高の 6 割を占める有田焼をはじめ伊万里焼、唐津焼といった伝統産業が形成されている。特に有田地区は伝統工芸士をはじめ複数のいわゆる人間国宝を有する地域である。有田焼は早くから輸出品として伊万里港からヨーロッパへ船積みされ、古伊万里として今も伝えられている。また伊万里焼は鍋島藩御用窯としてはじまり、

鍋島藩の贈答用磁器の生産をしてきた。このように古くから佐賀県西部地区は窯業の一大産地を形成してきた。

しかしバブル経済崩壊後、特に有田焼産地が多く生産する食卓厨房用陶磁器は、主な販売先である旅館、ホテル、飲食店からの需要の著しい減少により、大幅な売上減少となっている。さらに中国産陶磁器の輸入増加は、価格面でも市場の状況に大きな変化をもたらした。

窯業関連事業者の転廃業も発生し、佐賀県の陶磁器・関連製品製造業の事業所数は、平成2年の581箇所から平成15年には515箇所に減少し、その従事者数は平成2年の8,139人から平成15年には4,368人へと大幅に減少した。この数字から伺えるのは、1事業所当りの従事者数の減少であり熟練技能者の技術の継承に不安が残る。さらには、ますます零細企業が増加し、県内では大手窯元であっても自前で研究開発部門を持つことが困難になってきつつあり、市場が求める製品開発に遅れをとってしまう可能性さえ出てきている。また廃石膏型等に対する環境対策として、再利用技術の開発も重要である。

市場からは新製品の開発が強く求められ、デザインの工夫、抗菌、撥水、軽量強化などの付加価値を持った製品の生産をしている企業は売上増加に結びつけている。窯業界の業績回復は行政の上でも重要な課題となっている。センターも地元企業と新製品の共同開発を行っており、新聞紙上で報じられたところである。

センターは既存企業の技術向上に寄与するとはもとより、新たな起業家の進出を可能にし産地の発展に寄与することも重要であろう。限られた予算の中で窯業界に山積する課題にどの様に対処し、その解決策を一刻も早く窯業界に普及させることができるか、センターにとって正念場である。

センターには、ますます多方面での研究や技術支援が求められ、専修学校の佐賀県立有田窯業大学や九州一円の陶磁器を集め研究展示している佐賀県立九州陶磁文化館との一段の交流促進も望まれる。

平成2年度以降平成15年度までの工業統計資料による全国の陶磁器品目別出荷額の推移は次ページのとおりである。